

ついでにいふ

法学研究所長 久保敦彦

法学研究所は、二〇〇三年で創立二五周年を迎えました。四半世紀というわけですが、この区切り、クォーターという概念をもつ諸国では、一〇年刻みの節目よりも大きく意識される場合もあるようです。ここで結婚生活なら銀婚式となる年月を詳しく振り返るゆとりもありませんが、教育と大学運営関係を主務とする学部は別建ての機関として、所員相互間の研究上の交流に（短期大学部法学科が存在していた間は、同科所属の教員を含めての組織であつたので、学内での法学担当教員を一つの傘の下に置く機関としての意義をもっていました）、また他学部のスタッフとの共同研究に、更には外国を含め広く学外の研究者、実務家を迎えての講演会やシンポジウムに、主催者の役割を果たしてきました。

この間、法学部には法律学科に加えて自治行政学科が併置されるとの大きな進展がありました。それと共に研究所関係でも地方自治関連の調査、研究が多く取り上げられてきました。今年度二五周年企画として実施した連続講演会&シンポジウム「分権型社会における自治体と住民」も、正しくその一例で、本巻に所収したとおり、一〇月から一月にかけて、先ずは住民投票制度、パブリック・コメント手続条例という、目下社会の注目を集め、議論が交わ

されているテーマについて研究、実務両面のエキスパート、武田真一郎愛知大学助教授、出石稔横須賀市都市計画主幹をお招きしての講演会を開き、次いで地方分権一括法施行から三年を経過したことを踏まえて、同法の理念の実現状況を多角的に照射するシンポジウムへとプログラムを進めました。シンポジウムのパネリストには研究者としては磯野弥生東京経済大学教授、また実務家としては瀬戸恒彦かながわ福祉サービス振興会専務理事、出口裕明神奈川県行政システム改革推進課主幹と、それぞれ第一線の諸氏をお迎えすることができました。これら諸氏には、ここであらためてお礼を申し上げると共に、それぞれがご提供下さった豊富な資料が、聴衆にとって、後々まで残る生きた素材として貴重なものであったことにも多と致す次第です。

会場では、セレストホールでのシンポジウムの時も含め、毎回多数の学生諸兄が席を埋め、椅子を急遽持ち込むこともあった位ですが、それだけでなく質問、意見も時間一杯活発に出されました。更に、シンポジウム後の懇親会でも学外からお見えの聴衆の方々をも交えて、内容の濃い会話を続けることができました。派手な祝宴を催すというわけにはゆきませんでした。意義ある交流の場となったとの意味では、研究所にふさわしい会とすることができたと思えます。

また、過去五年間続けられてきた研究所を通じての共同研究奨励制度は、本年で一応予定の期間を終えることになっておりましたが、学長室からその継続を理事会に要望し、来年度も続けられることとなりました。この要望を出すについては、中島副学長の下に各研究所から研究成果を集め、これを制度の実績として提示したわけですが、本研究所からも奨励対象となった企画に参画された方々から積極的に成果資料の提出をいただき、それを次の共同研究奨励への礎とすることができました。奨励を共同研究形式に限定することについては、すべての研究が共同化に馴染むわけではない社会科学分野にあってなお論議がありうるとはいえ、一先ずは継続が実現し、次年度も新企画の発足が期待

できることとなったことを喜びたいと思います。

なお、私事ではありますが、私は二期四年間の所長任期を本年で終了します。それに際しては、この全期間を通じて年報の編集、企画の具体化など、研究所の事業を実質的に担っていただいた研究所委員の石川正美、安達和志両教授には、そのご尽力に対して特記して感謝の意を表したく思います。有り難うございました。

更に、研究所を事務方として終始支えて下さった寺本弘美氏にも、この場を借りてその労にお礼を申し上げます。

また、来期からは郷田正萬教授が所長職を継がれます。国際経験豊かな同教授の下で、清新な企画が展開されることでしょう。所員数も学部、大学院法務研究科（法科大学院）に多数の新任の方々が赴任される（ちなみにそのうちのお一人はシンポジウム講師として既にご縁を頂戴した出口裕明教授です）ので、大幅に増えることとなります。

二五周年が過ぎ、研究所が新たな歩みを踏み出すことになるとの予兆を感じます。